

Title	山田雄三氏 計画の経済理論
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.6 (1943. 6) ,p.543(69)- 550(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19430601-0069
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430601-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と同時にまた、本書の巻末に「附録」として「フランス經濟史學界の人とその文獻」や「フランス經濟史主要著書文獻目録」等を掲げられてゐることは讀者に甚だ親切である。斯方面の研究に志さうとするものにとつて、蓋し本書は好箇の入門書たるを失はない。最後に、同攻の一人として、本書をえたことを大なる欣快とするものであることを附記して拙き且つ妄言著者の寛恕を乞ふべき紹介の筆を擱きたい。

(昭和十八年六月五日)

山田雄三氏「計畫の經濟理論」

氣 賀 健 三

山田教授の新著は既に多數の學者によつて紹介批判を受けてゐる。筆者も亦かつて他の機會に氏の方法論的態度について一言する所があつたが、本書の他のもう一つの核心をなす經濟計算論については言及するを得なかつた。之までに公けにせられたる紹介・批判の論說においても、筆者の知れる限り、氏の價格論に關する所見を取扱つたるものは之を見ない。こゝに遅まきながら筆者の見解を述べて氏の統制經濟觀に對する疑問を明かにしたい。

山田雄三氏は統制經濟をば、一つの經濟秩序として考へ、しかも我々と同じく、自由經濟にも屬せず、計畫經濟にも移らぬ第三の型態においてその成立の可能性を論ずる。その型態の構想は、一つには各企業について獨占的團體が形成され、價格は獨占體に對して政府が定める。獨占的團體は之に對して單に數量反應を示すのみであつて、價格反應を示さない。價格は依然として選擇の指標たる役割を占める。それは「一方において消費・生産に關する個人的活動を認めて國家の指導を許すものであり、他方において價格を個人的活動の指標と認めつゝ國家の統制を考へるものである。」(同書二七七頁)。これは換言すれば、政府が價格を公定して獨占的生産者團體に之に従はしめ、一般消費者には消費選擇の自由を許すことを意味するのであらう。而して國家が公定する政治的價格の標準は、決

して市場的均衡價格を模索的に定めることにあるのでなく「政治的に制約されたる諸量の數量關係」が「確定されて」その上で諸財の需給の安定を圖るところにあるといふ。(二九九、三三二頁)而して需給の安定するまで試行誤謬の原理によつて生産者獨占體及び消費者各自の數量反應を調べて行くといふ。しかも山田氏によれば政府が決定し、各經濟主體には與へられたるものである所の價格において、個人的均衡は成立すべく、限界利用均等の法則乃至限界生産力均等の法則は求められなければならない、それより歪む場合には公定價格乃至配給數量の修正が必要であると見る。(三三四—三三五頁)。

而して「政治的に制約せられたる數量關係の確定」とは何を意味するか教授の説明は必ずしも明瞭でないが、筆者の解する限りでは、國家需要をも含めた個人需要即ち國民經濟的需要に對する供給量を統計的に推定することであらうと思はれる(二八六、三三二頁参照)。

山田氏の説に對する我々の疑問は、かゝる公定價格制はその前提と矛盾しないであらうかといふことである。既に公定價格に求められる均衡は市場均衡でなく、全體としての需要と供給の合致を目指すものであるといふ。各人は自由に數量反應を行ふことが許される。然る時はある財貨には過度の需要が集中し、他の財には需要は供給より遙に少いであらう。又ある財の供給は中絶し、他の財の供給は過剰になるであらう。過度に高い價格の財貨の生産業には獨占利潤が成立するであらうし、ある財の生産は生産費を割るであらう。若し此價格を繼續維持しようとするれば、ある財については消費の割當、配給、生産の命令を爲し、強制的労働を命じたり、少くとも生産手段の自由處分は制限乃至禁止されるに至るであらう。然る時は價格はその制約の程度に應じて最早や「選擇の指標」でなくなり、經濟主體は自由なる數量反應を行ひ得ない。自由競争は著しく制限され、代用の原則は通用しなくなる程度に

應じて、限界效用均等の法則も、限界生産力均等の法則も働きを妨げられる。それを働かさうとすれば、そこに價格以外の他の交換條件、例へば縁故、抱き合せ行列其他が生ずる。

之に對し、もし政治的價格が均衡を保たないと認めて、改訂して行くのだとすれば、それは一體いつなのであるか、又どの程度まで改訂し存時に山田氏にとつて満足なのであらうか。政治的價格と市場均衡とは調和するのかもしれないのかそこに最初からある問題が答へられてゐない。

「S」なのであるか」といふのは、換言すればある政治的價格が誤謬であると認められ、改訂の必要を政府が感じるのはいふ場合かといふことである。既に政治的價格は市場均衡の價格でない以上、ある公定價格において、需要過剰又は過少、供給の過少又は過剰が起るの必然と見てよい筈である。然らば、政治的價格の誤謬の判定は市場的不均衡に求めることはできない。

更に又公定價格に對して個々の經濟主體が示す數量反應は、必ずしも一義的でないことを考へなければならぬ。即ち一商品の公定價格と、その商品の生産に用ひられる生産手段の價格との關係は多義的である。

價格公定の試行誤謬は何れについて行はれるのであるか。いかなる場合に消費財の價格を訂正し、いかなる場合に生産手段の價格を訂正するのであるか。我々はかゝる疑問をば、單に實際上、技術上の問題として理論的に問ふことを要せぬとすべきであらうか。

一つの生産手段の價格の變更は種々なる消費財の生産費に種々なる大さの影響を與へる。その影響の大小に應じて消費財の供給と、それに對する需要とは數量的に變動する。需要の變動は、生産手段の價格即ちその所有者の所得の形成に影響するからである。——現實の問題としては、故に生産手段の價格は固定的になり、主として消費財

價格が訂正されるのが一般である。それは生産手段の價格變更は影響する所が大いからその經濟的反應を測定することが困難であるといふ爲政者にとつての便宜上の理由からである。併しながら消費財の價格が生産費によつて定められ、その逆の關係が併存しない場合には、合理的なる生産手段の價格形成は困難である——而してもしある消費財の價格において需給の數量を異つた關係に齎らすために、その價格を變更するとすれば——假に價格を引上げるとすれば——投下生産手段の過剰と、需給の減退とが起るであらう。價格の引下げに際してはその逆の現象が生ずる。而してそれは必然的にそれ／＼相異なる程度において他の消費財に對する需給關係の變更を促す。

此際、公定價格の訂正の判定はいかにして下されるか問題である。それは現存の生産費の下において、即ち同じ生産手段の價格において、同じ割合の生産手段の組合せの下においての需給關係が政治的に望ましくないと判定され、そこで新しい他の政治的價格が設定されることになるのか(短期的)、それとも、各種生産手段の組合せの變更が續いて發生して、異つた生産費の下において、政治的價格の是非が判定されるのか(長期的)、略言すれば一定の價格に對する數量反應をいかなる時点において検討するのによつて影響する所は非常に異なるのである。更には指摘すべきことは、かゝる數量反應を許す市場構造において、利潤については少しも公定が考慮されてゐない點である。

山田教授のいはれる政治的價格の下における需給の安定といふ概念の下に我々は國家需要と市民需要とを含めた國民經濟的需要と之に對する全現存生産手段量とを考へ、後者が完全雇傭の狀態に達する價格を以て政治的安定の目標と推測し得るかも知れぬ。この際國家需要の源泉を私的生產收益より獲得する政府の租稅收入や私的投資金を吸收せる公債とよりなるとすれば、それは單に、私的處分權を政府に移轉することに外ならない。従つてこの國

民經濟に於て對立するものは社會的生產物とその生産より生じたる購買力とよりなり、兩者の一般的均衡點は市場均衡の點に等しい。而して完全雇傭の點は、各種の生産手段が限界の生産力を均等にする點に價格が安定する場合である。それは理論的にはたゞ一つしか存在し得ない。

併しかゝる點は山田氏の考へてゐる點ではないであらう。氏のいはゆる「政治的に制約せられたる諸量の關係の確定の上で」は、供給の全量は確定不變であつてある種の物資勞力は政治的欲求のために價格の如何に拘りなく必要となるものゝ如く推察される。この「政治的制約」によりある種の物資又は勞力は極度に欠乏し、他の者は不足の程度が緩かであり、又他のあるものは餘ることがあるであらう。而して、之が需給調節を圖る所に政治價格の意味があるかとも考へられる。然しかゝる欠乏、過剰の相違は、結局、急激なる政治的需の變動と、之に對して既存の生産手段の組み合せ方を以てして之を充足し得ず、生産技術並びに生産手段の價格について根本的な變革が必要になつたといふ過渡的事態に屬する。しかも緊切なる需の充足に對して従前の生産構造の急激なる再編成と價格の激甚な變動とは市場的生産と分配の上は摩擦と混亂を惹起して、迅速に政治的要求に添ひ得ないのである。こゝにおいて特殊の政治的價格の設定が意義をもつのである。それはあくまで一時的性格のものであり、緊急に變化する需構造と生産構造の根本的背馳より生ずる。

故に統制經濟の安定的な型として公定價格の構造をもつたものと考へるのは、我々の肯んじ得ない所である。

山田氏は次の如くもいふ。

政府が「個人均衡の歪みを修正し、適當に價格又は數量の調節を圖らねばならぬ」(三五—三六頁)と。その途は如何、價格を訂正して個人均衡の歪みがなくなる様にするならば、その價格は必ずしも「政治的に制約されたる

數量關係の確定」に基く價格とはならないことは明かである。數量の調節を圖るとは然らばどういふことであらうか。切符によつて生産手段を割當てたり、消費財を一人當りいくらと定めて配給したり、勞力の強制供出を指しているのであらうか。その何れの方法にしても個人均衡の歪みは一方において修正される時、他方において歪みを起すであらう。例へば強制的な購買力制限を或財に對して加へると、餘剩購買力は他の財に向ふからして、他の生産物の需要がその爲に變化するからである。かくして價格訂正と數量訂正とは交互に行はれることにならう。而してそれがいつ安定するといふ保證はない。それが社會主義的計畫經濟の恣意性より免れるといふ理由は見られない。

政府が政治的需要をも含めて、個人的需要と同じく、市場的なる關係において價格調節を續け、而して最後に落着く所があるとすれば、それは結局國家需要と個人需要とが相合して、現在の與へられたる供給數量を以て極大満足を得る如くに均衡を得た場合である。我々はかかる状態の可能性を全然否定することはできない。政府の恣意的なる試行誤謬が恰も市場の自由價格の調節と同様の効果をもつことがあるかもしれない。併しながら、自由競争下における靜的均衡の意味は、價格が個々の競争者によつては動かし難いものであるといふこと即ちそれがいはゞ客觀的に——決して絶對的に客觀的ではないが——在るといふ信頼の下に成立する。その意味において完全競争の支配する所には理論上、投機性は存在し得ないのである。競争者が能動的態度に出る餘地は存しないのである。

更に又試行誤謬を以て成立し得ると想定される均衡は畢竟するに靜態的であつて、「政治的に制約せられたる數量」が確定不變である許りでなく、當該社會で各經濟主體の處分しうる數量が一定してゐると考へられる場合にのみ存在しうるものである。もしも政治的の制約が變化あるならば——變化するのが實際には寧ろ正常であらう——試行誤謬の標準は自づから變らざるを得ない、従つて理論的には全存在量の相互關係も影響を受けることになるで

あらう。かくしては試行誤謬の安定性は保證せられない。ハイエクのいふ靜態性の批難から脱却することは困難であると思ふべきであらう。

最後に、山田教授は政治的均衡と市場均衡との性質の一つの相違として、前者が「經濟性の原則」に従ふものであるが「經濟主義の原則」を追求しないといふことを説かれる。その裏の意味を推すならば、自由競争下の市場均衡は「經濟主義の原則」を追ふといふのであらう。氏によれば、前者は「與へられたる條件の下における最大満足の追求」であり、後者はあらゆる條件を克復して最大満足を追求することであるといふ。而して氏は前者を經濟理論的に必らず視し、後者を自由主義的態度——氏のいはゆるイデオロギイの一つ——であると見る。

山田教授がこの區別によつて、自由競争といふ言葉、最大満足といふ言葉の中に含まれ易い自由主義的イデオロギイを排斥せられんとした意圖はよく了解しうるのであるが、併し氏の區別の仕方には必ずしも賛成し得ない。我々が疑問とする所は「あらゆる條件を克復して積極的だ」といふ言葉の意味である。凡そいかなる意味においても一定の條件を外にして「最大可能」といふ觀念は生れて來ないのである。凡そ均衡の意味は當該均衡價格において、所定の諸財量によつて、最大可能な満足が與へられるといふことにある。この價格の成立するに至るまで、各人が自己の満足を極大ならしめんとする努力は止まないものである。併し右の均衡價格において、この努力は停まらなければならぬ。何となれば、それ以外の價格において、與へられたる條件の下において、各人はより大なる満足を顧み得ないからである。所與の條件の下において財貨分配が不平等である場合には、均衡價格はある者に飽食暖衣を許し他の者には飢餓勞賃しか許さぬこともあるに相違ない。その場合でも、右の價格以外においては、與へられたる條件の下においては最大満足はあり得ないのである。

いかなる場合にも、一定の手段を以て最大の効果を、一定の効果を求むるのに最小の費用を、といふ最大効果原則、最小手段原則こそ經濟性の原則をなすものであることに變りはない。而して、兩者の統一は一定の比例關係、一定の均衡状態を以て表現されるのである。併し同時に、最小・最大を求むる努力は、必ずや克復しうべき條件を克復するといふ意味を含んでゐる。前例においてたゞ政府が價格を公定したり、ある獨占的賣手が市價を固定した場合に買手は之を克復しえないといふ丈けである。併し政府や、獨占賣手は之を克復することができる。他の手段と比較選擇して他のものを選ぶことができる。而してその選擇の標準は最大満足であらう。而してこの最大満足はやはりある與へられた條件を考へてこそいはれるのである。この意味において現代の統制經濟において、政府の狙ひも各經濟主體の狙ひも共に積極的なる最大満足であるといつて差支へない。たゞ異なるのは、満足の内容である。「自由主義的」には各人の判斷「だけ」が主たる内容を決定し、全體主義的には「政府の判斷」が主たる内容の決定にあづかる。而して「政府の判斷」によつて與へられる條件の下において各人の最大満足への追求が支配する。然るに、その場合、公定價格の制を施き、それに基づいて、需要と供給の強制的統制をするならば、各種生産手段の移動性も、消費選擇の自由も著しく制限されるのであるから、限界效用の均等も、限界生産力の均等も、價格的指標においては決して達せられない。

我々も亦、自由經濟でもなく、計畫經濟でもない統制經濟の秩序を構想するものであるが、それは山田氏のいはゆる生産業者の計畫獨占と政府の價格統制によつて、需給の均衡を考へるものでなく、むしろ組織化されたる市場經濟における競争と、市場經濟に一定の方向を與へ、且つそれより生ずる矛盾を解決せんとする共同經濟との統一の上に成立する構成的統制經濟の秩序を考へてゐるのである。價格公定それ自體は、むしろ二次的意義を有する統制手段であり、ミーズスのいはゆる「取締り價格」(二八〇頁以下参照)の意味をもつべきにすぎない。

勞務管理に關する經營學者の諸見解に就いて

藤 林 敬 三

この數年來、經營學に於ける一つの大きな問題は、それが勞務管理の問題をどのやうに咀嚼するか、といふ點にあるやうに思はれる。いふまでもなく、勞務管理の問題がかく重要視されるに至つたことに就いては、支那事變以來のわが戰時經濟の進展の過程に於いて、勞働力の需給關係が目を見詰めて逼迫化して行つたことが、先づ指摘されねばならない。しかし見やうに依つては、今日までのところ、勞働力の不足が屢々口にされるのではあるが、未だ産業動員さるべき人的資源に於いては、幸ひにしてわれわれはなほ幾分の餘裕を持つてゐるともいへる。かくて經營にとつての問題は、勞働力の數量的な不足にあるといふよりは、寧ろ勞働力の質的低下にかゝつてゐる、と見らるべきである。そしてこの勞働力の質的低下——それは肉體的にも亦技能的にも——は、急激な勞働力需要の増大に對して、經驗工と熟練工の補給がこれに平衡しては間に合はないといふ事情と、また經驗工や熟練工の一部が軍への動員、或は外地や共榮圏各地の産業開發のために送り出されねばならないといふ事情のために、更らにまた一般的には、二十歳から四十歳までの頑健な成年男子の多くが第一戦に立たねばならず、従つてこれに代つて、青少年